

## 本庄市職員の「はにぼん」公式ツイッターの利用に関するガイドライン

ツイッターやフェイスブックに代表されるいわゆるソーシャルメディアは、今や国民の生活において欠かすことのできない重要な情報手段となりつつあります。本庄市の行政活動においても、これらソーシャルメディアを有効に活用することで、市民へ情報を効果的に伝えられるだけでなく、市民の方により一層市政を身近に感じてもらうことが可能です。今後ますます市民と行政の相互関係の構築に当たっては重要な手段となることが見込まれます。

一方で、ソーシャルメディアには、匿名性や一方的な記述が可能であるといった特性もあり、不正確な情報や不用意な記述が意図しない問題を引き起こし、社会に対し多大な影響を及ぼす場合もあります。したがって、ソーシャルメディアを使いこなすためには、その利用者がソーシャルメディアの特性や自らに関わる社会的規範などを十分に理解する必要があります。

本庄市では、知名度の向上や地域活性化、郷土愛の醸成等に寄与するためにマスコット「はにぼん」を活用したPRを実施しており、更なる情報発信とイメージ向上を図るため、ソーシャルメディア上においてもその活動を推進するものとし、本庄市のマスコット「はにぼん」の公式ツイッターを開設します。

そこで、本庄市職員（以下「職員」といいます。）において、「はにぼん」の公式ツイッターが適切に利用され、その有効性を十分に活用できるよう、職員が「はにぼん」の公式ツイッターを利用する際の基本的な考え方や留意点を明らかにする「本庄市職員の『はにぼん』公式ツイッターの利用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を策定することとしました。

### 1 ガイドラインの必要性及び目的

ツイッターは有効な情報の伝達手段である一方、その情報が不正確であったり、法令や公序良俗に反したり、さらには意図せずして特定または不特定の人たちの感情を害した場合には、発信者のみならず市政に対して想定しない影響を及ぼす場合もあることから、事前にそれらリスクを回避するため、職員が留意すべき事項を明らかにしたものがこのガイドラインです。

### 2 ガイドラインの適用範囲

- (1) このガイドラインは、地方公務員法の一般職、特別職の区別なく職員全てに対して適用されます。
- (2) このガイドラインの適用について、ガイドラインに定めのない事項については、市民活動推進課長に協議するものとします。

### 3 「はにぼん」公式ツイッターの利用に当たっての基本原則

- (1) 職員が「はにぼん」公式ツイッターを利用して情報を発信する場合には、職員であることの自覚と責任を持たなければなりません。
- (2) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務や情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければなりません。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意しなければなりません。
- (4) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意する必要があります。一度ネットワーク上に公開された情報は完全には削除できないことを理解しておく必要があります。
- (5) 意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければなりません。また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論となることは避けなければなりません。
- (6) 次に掲げる情報は発信してはなりません。
  - ①不敬な言い方を含む情報
  - ②人種、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる情報
  - ③違法行為又は違法行為を煽る情報
  - ④単なる噂や噂を助長させる情報
  - ⑤わいせつな内容を含むホームページへのリンク
  - ⑥その他公序良俗に反する一切の情報

### 4 「はにぼん」公式ツイッターを利用して本庄市行政に関する情報を発信する際の留意事項

- (1) 本庄市あるいは本庄市と利害関係にある者又は団体の秘密に関する情報を発信してはなりません。
- (2) 本庄市及び他者の権利を侵害する情報を発信してはなりません。
- (3) 本庄市のセキュリティを脅かすおそれのある情報を発信してはなりません。
- (4) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取扱いに十分留意する必要があります。
- (5) 自らは直接職務上関わらない事項であっても、本市行政に関する情報を発信する場合にあつては、その情報が不正確な場合には本市行政に重大な影響を与えるおそれがあることについて十分留意する必要があります。